

第101回定時株主総会招集ご通知に際しての  
法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

東洋ゴム工業株式会社

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-rubber.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

# 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等]

## 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 49社 主要子会社名…Toyo Tire U.S.A. Corp.、通伊欧輪胎張家港有限公司、Silverstone Berhad、(株)トーヨータイヤジャパン

## (2) 主要な非連結子会社の名称

主要非連結子会社名…Silverstone Tyreplus Pty Ltd

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はその合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれもが小規模であり、重要性がないため連結範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社 主要関連会社名…正東機械（昆山）有限公司

## (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

主要非連結子会社名…Silverstone Tyreplus Pty Ltd

主要関連会社名…南九州トーヨータイヤ(株)

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

## 3. 連結子会社の事業年度

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの………移動平均法による原価法

#### ②デリバティブ………時価法

③たな卸資産………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

建物並びに工具、器具及び備品………定額法

構築物並びに機械装置及び運搬具………定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法  
在外連結子会社

定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の償却の方法

社債発行費…支出時に全額費用処理

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金…債権に対する貸倒損失に備えるものであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金…役員への賞与支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。

③返品調整引当金…スノータイヤの返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく将来の返品損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金…一部の連結子会社において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤環境対策引当金…PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理等の環境対策費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑥製品補償引当金…当社製品に関する改修工事費用等の対策費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により、翌期から費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約・通貨オプション

金利スワップ・金利オプション

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

借入金及び社債

③ヘッジ方針

当社の内部規定である「財務リスク管理規定」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間において均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なときは発生時の損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生期間の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

1. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当期から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した期の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する期の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当期において、連結計算書類に与える影響額はありません。

2. 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当期から適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当期において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

[会計上の見積りの変更]

製品補償引当金

当社の高減衰ゴム系積層ゴム支承 HRB-G35 (G0.35) に関する改修工事費用等の対策費用について、国土交通大臣認定を受けた認定項目全ての性能を有することを第三者機関に確認いただき、交換改修用に限って生産を再開することが可能となったことを契機に、所有者様、施主様、建築会社様等の関係者様との協議をさらに進め、社内査定等のより精緻な情報に基づく見積りの実施が可能となったため、当期において見積りの変更を行いました。

これにより、当期の税金等調整前当期純損失が33,423百万円増加しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

有形固定資産	17,691 百万円
--------	------------

上記担保資産に対応する債務はありません。

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

326,102 百万円

## 3. 偶発債務

### (1) 保証債務

関係会社等の銀行借入金ほかに対する保証額 41 百万円

(2) 当社は、建築基準法第 37 条第 2 号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、前期（平成 27 年 12 月期）において、以下の事象が発生いたしました。

出荷していた製品の一部（製品タイプ：SHRB-E4 及び SHRB-E6、納入物件数 55 棟、納入基数 2,052 基）が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実が判明し、平成 27 年 3 月 12 日、国土交通省に対して自主的に報告を行いました。また、当社は、過去に複数回、建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定を取得しておりますが、その一部の認定に際し、技術的根拠のない申請により、国土交通大臣認定を受けていた事実も判明しました。

当社は、本件について、あらゆる可能性を想定し今後の対応・対策を検討してまいりましたが、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、原則として、当該免震ゴム全基について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと交換する方針を決定いたしました。

また、平成 27 年 4 月 21 日には、平成 27 年 3 月に報告したもの以外にも、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない免震積層ゴムを納入していた建築物が存在すること（納入物件数 90 棟、納入基数 678 基。なお、納入物件数 9 棟、納入基数 177 基については、国土交通大臣認定への性能評価基準への適合性を判断できておりません。）、及び平成 27 年 3 月に既に取消しとなった国土交通大臣認定以外の全 17 件の国土交通大臣認定の一部にも、技術的根拠のない申請がなされていた疑いが判明いたしました。さらに、その後の調査により、平成 27 年 6 月 19 日までは、上記 17 件の国土交通大臣認定の大半につき、技術的根拠のない申請がなされていたことが判明しております。当社は、新たに判明した国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない建築物についても、構造安全性の検証を踏まえたうえで、その必要性に応じて、本来求められていた性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進める方針です。

当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しております。

なお、改修工事費用については、既に見積書等により金額が判明している物件（平成 27 年 3 月 13 日公表の 55 棟については 38 棟、納入基数 1,496 基、平成 27 年 4 月 21 日公表の 99 棟については 17 棟、納入基数 207 基）について個別引当を行い、その他の物件については社内の査定結果等に基づいて個別引当を行っております。ただし、物件毎の改修工事については個別性が高いことから、今後の改修工事費用算定の前提条件が変更された場合等、追加で判明する改修工事費用の金額が既引当額を超過する可能性があります。また、営業補償や遅延損害金等の賠償金の中には、現時点では金額を合理的に見積もることが困難なものがあります。

したがって、翌期以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。

(3) 当社及び当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社が製造・販売している産業用ゴム製品（シートリング）に関し、納入先様に提示している回数（頻度）の製品検査を実施せず、また、未測定であるにもかかわらず、検査成績表の項目欄に過去の合格データを転記するという行為が行われていた事実が判明しております。

これに伴い、今後製品の交換等に伴う費用が発生する場合、当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点では金額を合理的に見積もることが困難であります。

(4) 当社は、平成 25 年 11 月 26 日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブー

ツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金 120 百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成 26 年 2 月 6 日（米国時間）、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

#### [連結損益計算書に関する注記]

##### 製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額

当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、前期（平成27年12月期）において、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実及び建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明しました。また、前期（平成27年12月期）において、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社で製造し、販売している一般産業用防振ゴム部品の一部において、納入先様に交付している製品検査成績書への不実記載が行われていた事実が判明しました。

当期に発生した当該事象に係る改修工事費用又は製品の交換費用等の対策費用を製品補償対策費として、翌期以降の改修工事費用又は製品の交換費用等の対策費用の見積額を製品補償引当金繰入額として特別損失に計上しております。

#### [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

##### 1. 当期末における発行済株式の種類及び株式総数

普通株式	127,179,073 株
------	---------------

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

###### ①平成 28 年 3 月 30 日開催の定時株主総会決議による配当

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,174 百万円
1 株当たり配当額	25 円
基準日	平成 27 年 12 月 31 日
効力発生日	平成 28 年 3 月 31 日

###### ②平成 28 年 8 月 10 日開催の取締役会決議による配当

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539 百万円
1 株当たり配当額	20 円
基準日	平成 28 年 6 月 30 日
効力発生日	平成 28 年 9 月 7 日

###### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末日後となるもの

(平成 29 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会決議による配当)

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金

配当金の総額	3,174百万円
1株当たり配当額	25円
基準日	平成28年12月31日
効力発生日	平成29年3月31日

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「債権管理規定」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、借入金の金利変動リスクを回避する為に金利スワップ取引を利用し、また外貨建資産及び負債に係る為替相場の変動による損失を回避する為に為替予約取引等を利用しております。これらのデリバティブ取引については、主として当社の内部規定に則って行っており、当該規定に記載のない目的で行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
① 現金及び預金	37,772	37,772	—
② 受取手形及び売掛金	84,878	84,878	—
③ 投資有価証券 其他有価証券	47,607	47,607	—
④ 支払手形及び買掛金	(66,514)	(66,514)	—
⑤ 短期借入金	(23,224)	(23,224)	—
⑥ 社債（一年内償還予定 社債を含む）	(10,000)	(9,982)	△17
⑦ 長期借入金（一年内返 済長期借入金を含む）	(99,257)	(99,297)	39
⑧ デリバティブ取引	3,903	3,903	—

（※） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### ① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### ④ 支払手形及び買掛金、並びに⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ⑥ 社債（一年内償還予定社債を含む）

これらの時価について、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

⑦ 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。また、金利スワップの特例処理を採用している長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑧ デリバティブ取引

為替予約の振当処理及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額 1,400百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	1,114円82銭
1株当たり当期純損失	△96円54銭

[重要な後発事象]

資本準備金及び利益準備金の額の減少

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、平成29年3月30日開催予定の第101回定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

当社は、長期的な視野に立ち安定収益構造に立脚した適正配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、株主様への配当を行うために必要とされる分配可能額の充実を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を高めるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金の額28,507,000,916円のうち20,885,843,918円を減少して、7,621,156,998円といたします。

利益準備金の額2,568,864,180円のうち2,568,864,180円（全額）を減少して、0円といたします。

(2) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

資本準備金減少額の全額をその他資本剰余金に、利益準備金減少額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	平成29年2月15日
(2) 債権者異議申述公告	平成29年2月21日（予定）
(3) 債権者異議申述最終期日	平成29年3月21日（予定）
(4) 定時株主総会決議日	平成29年3月30日（予定）
(5) 効力発生日	平成29年3月30日（予定）

[その他]

#### 重要な訴訟事件等

当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金120百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成26年2月6日（米国時間）、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

## 個別注記表

### [重要な会計方針]

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物並びに工具、器具及び備品……………定額法

構築物並びに機械及び装置、車輛運搬具……………定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

#### 5. 繰延資産の償却の方法

社債発行費……………支出時に全額費用処理

#### 6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権に対する貸倒損失に備えるものであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金……………役員賞与支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき、計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により、翌期から費用処理しております。

- (4) 環境対策引当金……………PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理等の環境対策費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (5) 製品補償引当金……………当社の製品に関する改修工事費用等の対策費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約・通貨オプション	外貨建金銭債権債務
金利スワップ・金利オプション	借入金及び社債

### (3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「財務リスク管理規定」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

## 8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生期間の費用として処理しております。

### [会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当期から適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当期において、計算書類に与える影響額は軽微であります。

### [会計上の見積りの変更]

#### 製品補償引当金

当社の高減衰ゴム系積層ゴム支承 HRB-G35 (G0.35) に関する改修工事費用等の対策費用について、国土交通大臣認定を受けた認定項目全ての性能を有することを第三者機関に確認いただき、交換改修用に限って生産を再開することが可能となったことを契機に、所有者様、施主様、建築会社様等の関係者様との協議をさらに進め、社内査定等のよ

り精緻な情報に基づく見積りの実施が可能となったため、当期において見積りの変更を行いました。

これにより、当期の税引前当期純損失が 33,423 百万円増加しております。

#### [貸借対照表に関する注記]

##### 1. 担保に供している資産

有形固定資産 17,697 百万円

上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 222,852 百万円

##### 3. 偶発債務

###### (1) 保証債務

関係会社等の銀行借入金ほかに対する保証額 22,801 百万円

(2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額 9,185 百万円

(3) 当社は、建築基準法第 37 条第 2 号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売しておりましたが、前期（平成 27 年 12 月期）において、以下の事象が発生いたしました。

出荷していた製品の一部（製品タイプ：SHRB-E4 及び SHRB-E6、納入物件数 55 棟、納入基数 2,052 基）が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実が判明し、平成 27 年 3 月 12 日、国土交通省に対して自主的に報告を行いました。また、当社は、過去に複数回、建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定を取得しておりますが、その一部の認定に際し、技術的根拠のない申請により、国土交通大臣認定を受けていた事実も判明しました。

当社は、本件について、あらゆる可能性を想定し今後の対応・対策を検討してまいりましたが、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、原則として、当該免震ゴム全基について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと交換する方針を決定いたしました。

また、平成 27 年 4 月 21 日には、平成 27 年 3 月に報告したものの以外にも、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない免震積層ゴムを納入していた建築物が存在すること（納入物件数 90 棟、納入基数 678 基。なお、納入物件数 9 棟、納入基数 177 基については、国土交通大臣認定への性能評価基準への適合性を判断できておりません。）、及び平成 27 年 3 月に既に取消しとなった国土交通大臣認定以外の全 17 件の国土交通大臣認定の一部にも、技術的根拠のない申請がなされていた疑いが判明いたしました。さらに、その後の調査により、平成 27 年 6 月 19 日までには、上記 17 件の国土交通大臣認定の大半につき、技術的根拠のない申請がなされていたことが判明しております。当社は、新たに判明した国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない建築物についても、構造安全性の検証を踏まえたうえで、その必要性に応じて、本来求められていた性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進める方針です。

当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しております。

なお、改修工事費用については、既に見積書等により金額が判明している物件（平成 27 年 3 月 13 日公表の 55 棟については 38 棟、納入基数 1,496 基、平成 27 年 4 月 21 日公表の 99 棟については 17 棟、納入基数 207 基）について個別引当を行い、その他の物件については社内の査定結果等に基づいて個別引当を行っております。ただし、物件毎の改修工事については個別性が高いことから、今後の改修工事費用算定の前提条件が変更された場合等、追加で判明する改修工事費用の金額が既引当額を超過する可能性があります。また、営業補償や遅延損害金等の賠償金の中には、現時点では金額を合理的に見積もることが困難なものがあります。

したがって、翌期以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により当社の業績に影響が生じる可能性があります。

- (4) 当社及び当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社が製造・販売している産業用ゴム製品（シートリング）に関し、納入先様に提示している回数（頻度）の製品検査を実施せず、また、未測定であるにもかかわらず、検査成績表の項目欄に過去の合格データを転記するという行為が行われていた事実が判明しております。

これに伴い、今後製品の交換等に伴う費用が発生する場合、当社の業績に影響が生じる可能性があります、現時点では金額を合理的に見積もることが困難であります。

- (5) 当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金120百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成26年2月6日（米国時間）、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります、現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

#### 4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	33,441 百万円	短期金銭債務	4,630 百万円
長期金銭債権	5,843 百万円		

#### [損益計算書に関する注記]

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 107,218 百万円

仕入高等 29,318 百万円

営業取引以外の取引高 4,148 百万円

##### 2. 製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額

当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、前期（平成27年12月期）において、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実及び建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明しました。また、前期（平成27年12月期）において、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社が製造し、販売している一般産業用防振ゴム部品の一部において、納入先様に交付している製品検査成績書への不実記載が行われていた事実が判明しました。

当期に発生した当該事象に係る改修工事費用又は製品の交換費用等の対策費用を製品補償対策費として、翌期以降の改修工事費用又は製品の交換費用等の対策費用の見積額を製品補償引当金繰入額として特別損失に計上しております。

#### [株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式	181,390	1,237	130	182,497

(変動事由の概要)

増加1,237株は、単元未満株式買取によるものです。

減少130株は、単元未満株式買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産

未払賞与	445 百万円
販売奨励金	168
たな卸資産	210
未払事業税	187
製品補償引当金	10,382
その他	87
繰延税金資産合計	11,483
繰延税金資産の純額	11,483

(2) 固定の部

繰延税金資産

退職給付引当金	1,847 百万円
退職給付株式信託損	1,307
子会社株式評価損	3,260
製品補償引当金	12,904
その他	1,114
繰延税金資産小計	20,434
評価性引当額	△5,095
繰延税金資産合計	15,338
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,519
その他	△802
繰延税金負債合計	△10,322
繰延税金資産の純額	5,015

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 トーヨータイヤジャパン	所有 直接 100%	当社製品の 販売等	当社製品の 販売 (注1)	34,578	売掛金	17,129

子会社	Toyo Tire U.S.A. Corp.	所有 間接 100%	当社製品の 販売等	当社製品の 販売 (注1)	28,006	売掛金	688
子会社	Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	所有 間接 100%	ロイヤリテ イの受取等	ロイヤリテ イの受取 (注1)	20,315	売掛金	5,588
子会社	Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	所有 直接 100%	債務保証	債務保証 (注2)	15,632	—	—
子会社	通伊欧輪胎張家港有限公司	所有 直接 100%	債務保証	債務保証 (注2)	5,233	—	—

(注1) 販売価格等の取引条件は市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

(注2) Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd 及び通伊欧輪胎張家港有限公司の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd 及び通伊欧輪胎張家港有限公司より保証料をそれぞれ 38 百万円及び 15 百万円受領しております。

#### [1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	752 円 62 銭
1 株当たり当期純損失	△160 円 37 銭

#### [重要な後発事象]

##### 資本準備金及び利益準備金の額の減少

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、平成29年3月30日開催予定の第101回定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

##### 1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

当社は、長期的な視野に立ち安定収益構造に立脚した適正配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、株主様への配当を行うために必要とされる分配可能額の充実を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を高めるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

##### 2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

###### (1) 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金の額28,507,000,916円のうち20,885,843,918円を減少して、7,621,156,998円といたします。

利益準備金の額2,568,864,180円のうち2,568,864,180円（全額）を減少して、0円といたします。

###### (2) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

資本準備金減少額の全額をその他資本剰余金に、利益準備金減少額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

##### 3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	平成29年2月15日
(2) 債権者異議申述公告	平成29年2月21日（予定）
(3) 債権者異議申述最終期日	平成29年3月21日（予定）
(4) 定時株主総会決議日	平成29年3月30日（予定）
(5) 効力発生日	平成29年3月30日（予定）

#### [その他]

#### 重要な訴訟事件等

当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金120百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成26年2月6日（米国時間）、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

[ご参考] 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。